

長介保号外  
平成 29 年 3 月 31 日

施設長各位

長 崎 市 福 祉 部 長  
( 公 印 省 略 )

「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの  
指針について」の一部改正について（通知）

春暖の候、貴職におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。  
日頃から本市の福祉行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。  
さて、標記の件について、厚生労働省より通知がっておりますので、取り急ぎお送り  
します。

別添の厚生労働省の通知を御覧いただき、苦情解決の仕組みを設けることに努めて  
いただきますよう、よろしく願いいたします。

【別添】

厚生労働省通知文  
社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について

長崎市桜町 2 番 2 2 号  
長崎市福祉部介護保険課  
保険料係 浅井  
TEL : 095-829-1163